

ごみを減らして ずっと暮らしたい都城

◎問い合わせ 環境業務課 ☎24-5560



平成30年から、市民1人当たりのごみ排出量が増加傾向にあります。ごみの排出量が増加すると、処理経費の高騰だけでなく、地球温暖化など私たちの生活環境にも影響を及ぼす可能性があります。

次世代により良い環境を引き継いでいくためにも、皆さんの協力を願います。

私たち一人一人にできること

市では、4R運動「リフューズ（ごみになるものを断る）」「リデュース（ごみを減らす）」「リユース（繰り返し使う）」「リサイクル（再生利用する）」を基本として、ごみの減量と再資源化を推進しています。

私たち一人一人にできることとして、次のことを守りましょう。

- ・ペットボトルや空き缶類、びん類、紙類、白色トレイなど資源ごみの分別を徹底し、ごみ出しの際は洗ってからごみに出す

- ・剪定ごみは、乾燥させてから持ち出す

- ・名刺より大きな紙類は、リサイクルする

- ・生ごみは、水を切ってから出す

使用済み小型家電は リサイクルしましょう

市では、使用済み小型家電リサイクル回収ボックスを本庁や各総合支所、各地区公民館、商業施設など計25カ所に設置しています。

使用済み小型家電は、大切な資源です。小型家電に含まれるレアメタルや貴金属を有効活用するため、回収に協力ください。

回収対象の小型家電の品目など詳しくは、市ホームページを確認ください。



屋外焼却・不法投棄は 犯罪です

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130
各総合支所地域生活課

屋外焼却や不法投棄は法律で禁止されています。住みやすい環境を維持するためにも、家庭から出るごみや草木類は適正に分別し、指定袋でごみ集積場に持ち出しましょう。

※大量のごみはクリーンセンターに持ち込むか、数回に分けて出してください

屋外焼却

違法な屋外焼却は
トラブルのもと

屋外でごみや草木類を燃やす行為は、「洗濯物に臭いがつく」「煙で咳が止まらない」などの苦情につながり、近隣住民とのトラブルや健康への影響も懸念されます。さらに、火災発生の原因にもなりかねません。

発見したら通報ください

屋外焼却を発見したときは、環境政策課や各総合支所地域生活課、または最寄りの交番へ通報ください。

不法投棄

「ごみがごみを呼ぶ」不法投棄
空き缶や家庭ごみなどのポイ捨ても不法投棄です。不法投棄は、新たなごみを呼び、大量投棄につながる恐れもあります。また、景観を損なうだけでなく、悪臭の発生や河川の水を汚染し、動植物の生態にも影響を与えます。

一人一人がルールを守り、ごみを適正に処理しましょう。

不法投棄を防ぐ環境づくり

雑草が生い茂っているなど、管理が不十分な土地だと、不法投棄をされる可能性が高まります。

外部からごみを持ち込まれないよう、定期的除草を行い、必要に応じて柵などを設置し、ごみを捨てさせない環境をつくりましょう。

